

○大学院生の懲戒処分に係る審査の手續に関する規程

(平成 27 年 1 月 21 日)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、学校教育法施行規則（昭和 22 年 5 月 23 日文部省令第 11 号。）第 26 条第 5 項の規定に基づき、沖縄県立看護大学大学院学則(平成 16 年 3 月 25 日沖縄県規則第 23 号。以下「学則」という。)第 46 条第 1 項の規定により行う学生の懲戒処分に係る審査の手續に関し必要な事項を定める。

(審査の申立て)

第 2 条 研究科長は、学生に学則第 46 条第 3 項各号に掲げる懲戒事由に該当するおそれのある事案が発生した場合には、学長に報告するとともに、懲戒処分
の検討が必要であると認めたときは、学長に審査の申し立てをする。

2 学長は、前項により研究科長から審査の申し立てがあった場合は、研究科委員会に附議する。

3 学長は、第 1 項の場合に、研究科長が審査の申し立てを行わない場合でも懲戒処分の検討が必要であると認めたときは、研究科委員会に附議することができる。

(事案の調査)

第 3 条 研究科委員会は、審査に係る事案の事実その他必要な事項の調査を行うため、懲戒調査委員会を置く。

2 懲戒調査委員会の運営に関し必要な事項は、研究科委員会が別に定める。

(弁明の機会の付与)

第 4 条 研究科委員会は、審査を行うに当たり、審査を受ける学生に対し、弁明の機会を与えなければならない。この場合に、研究科委員会は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当の期間において、審査を受ける学生に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 予定される懲戒処分内容及び根拠となる規則等の条項

(2) 懲戒処分の原因となる事実

(3) 弁明書の提出先及び提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、出頭すべき日時及び場所)

2 前項に規定する通知の様式は、様式第 1 号のとおりとする。

(弁明の手續)

第 5 条 審査を受ける学生が前条に規定する通知を受けて弁明を行うときは、通知を受理した日の翌日から起算して通知に記載された提出期限内に研究科委員会に対し、その旨を記載した弁明書を提出しなければならない。

- 2 審査を受ける学生は、前項に規定する弁明書に必要と認める資料を添付することができる。
- 3 第1項に規定する弁明書の様式は、様式第2号のとおりとする。
- 4 審査を受ける学生が病気その他やむを得ない理由で指定された期日までに弁明書が提出できないとき又は指定された期日に口頭による弁明ができないときは、その日時の変更を書面でもって請求することができる。
- 5 研究科委員会は、前項の規定による請求が正当な理由に基づくものと認めるときは、新たな日時を指定し、書面で通知しなければならない。
- 6 審査を受ける学生が指定された期限内に弁明書を提出しなかったとき又は指定された期日に口頭による弁明を行わなかったときは、弁明の機会を放棄したものとみなす。

(懲戒の決定)

第6条 研究科委員会は、審査に係る事案の事実その他必要な事項の調査及び審査を受ける学生の弁明の聴取を終了した後、当該学生に係る懲戒処分の内容について、審査しなければならない。なお、前条第6項に規定する審査を受ける学生が弁明の機会を放棄した場合は、その限りでない。

- 2 研究科委員会は、第1項に規定する審査に当たっては、沖縄県立看護大学大学院研究科委員会規程第5条第1項の規定にかかわらず、構成員の4分の3以上の出席がなければ、審査を行うことができない。
- 3 研究科委員会は、第1項に規定する審査の結果について、書面により学長に報告するものとする。
- 4 学長は、前項の規定による研究科委員会からの審査の結果を受けて、懲戒の内容を決定し、審査を受ける学生及び保証人に対し、処分理由を添えて書面でもって通知する。
- 5 第4項に規定する書面には、懲戒処分を受けた学生が再審査請求する場合を考慮して再審査請求の提出期限までに相当の期間において、次の掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 懲戒処分内容及び根拠となる規則等の条項
 - (2) 懲戒処分の理由
 - (3) 再審査請求の提出先及び提出期限
- 6 前項に規定する書面の様式は、様式第3号のとおりとする。

(再審査)

第7条 懲戒処分を受けた学生は、事実誤認、新事実の発見、その他正当な理由がある場合には、その存在を示す資料を添えて、書面でもって、学長に再審査を請求することができる。

- 2 前項に規定する再審査請求の様式は、様式第4号のとおりとする。

- 3 再審査の請求は、懲戒処分 of 効力を妨げない
- 4 学長は、前項の請求を受けた場合には、懲戒処分を受けた学生の主張する内容の審査について、速やかに研究科委員会に附議する。
- 5 研究科委員会は、前項の審査に当たっては、第 3 条及び第 6 条第 1 項から第 3 項までの規定を準用する。なお、研究科委員会が必要ないと認めるものについては、その手続を省略することができる。
- 6 学長は、前項の規定による研究科委員会からの審査の結果を受けて、再審査に対する決定を行い、懲戒処分を受けた学生及び保証人に対し、決定理由を添えて書面でもって通知する。
- 7 前項に規定する決定通知の様式は、様式第 5 号のとおりとする。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

懲戒処分に係る審査通知書

学生番号		年次	氏名	
(予定される懲戒処分の内容)			(根拠となる規則等の条項)	
(懲戒処分の原因となる事実)				
<p>沖縄県立看護大学研究科委員会は、大学院生の懲戒処分に係る審査の手續に関する規程第4条第1項に基づき通知します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">沖縄県立看護大学学長 印</p>				
<p>(教 示)</p> <p>この通知を受理した日の翌日から起算して 日以内に、研究科委員会に対し弁明書を提出することができます。期間内に弁明書を提出しない場合は、弁明の機会を放棄したものとみなします。</p> <p>(研究科委員会に対する口頭による弁明を平成 年 月 日 時 分から において行いますので出頭して下さい。当該期日に出頭しない場合は、弁明の機会を放棄したものとみなします。)</p>				

様式第2号（第5条関係）

弁 明 書

平成 年 月 日

沖縄県立看護大学研究科委員会 殿

学生番号

学 年 次

氏 名

印

平成 年 月 日付け通知のあった懲戒処分に係る事案について、下記のとおり弁明します。

記

1 通知の内容を知った年月日
平成 年 月 日

2 弁明の趣旨

3 弁明の理由

4 添付書類

様式第3号（第6条関係）

懲戒処分に係る決定通知書

学生番号		年次	氏名	
(懲戒処分の内容)			(根拠となる規則等の条項)	
(懲戒処分の理由)				
「沖縄県立看護大学大学院学則」(平成11年3月30日沖縄県規則第24号)第46条第1項に基づき通知します。				
平成 年 月 日				
沖縄県立看護大学学長 印				
(教示) この通知を受理した日の翌日から起算して 日以内に、沖縄県立看護大学学長に対し再審査を請求することができます。期限内に再審査請求書を提出しない場合は、再審査の機会を放棄したものとみなします。				

様式第4号（第7条関係）

再 審 査 請 求 書

平成 年 月 日

沖縄県立看護大学学長 殿

住 所
氏 名 印

平成 年 月 日付け通知のあった懲戒処分について、下記のとおり再審査を請求します。

記

1 懲戒処分があったことを知った年月日
平成 年 月 日

2 再審査請求の趣旨

3 再審査請求の理由

4 添付書類

様式第5号（第7条関係）

再審査請求に係る決定通知書

住所		氏名	
<p>1 決定の内容</p> <p>2 決定の理由</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">沖縄県立看護大学長 印</p>			